

対中国輸出水産食品に係る事務手続について

平成 26 年 1 月 1 日より、中国向け輸出水産食品に関する取扱いが変更されました。

中国に輸出する水産食品を製造、加工、処理又は保管する施設の登録等の申請、及び中国に水産食品を輸出する際に必要である衛生証明書発行の申請について、受付窓口が変更になりました。

今後は施設の登録、登録内容の変更等の受付については**厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課**が、衛生証明書の発行手続きに関しては、登録施設が横浜市内にある場合は、**関東信越厚生局健康福祉部食品衛生課**にて行います。

1 新たな施設の登録、登録内容の変更及び施設登録の廃止について

《申請の窓口》

厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 監視安全課 水産安全係

【所在地】東京都千代田区霞が関 1-2-2

【TEL】03-5253-1111（内線2490）

【FAX】03-3503-7964

2 衛生証明書の発行申請について

《申請の窓口》

関東信越厚生局健康福祉部食品衛生課

【所在地】埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1

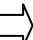
さいたま新都心合同庁舎 1号館 7階

【TEL】048-740-0761

【FAX】048-601-1335

3 その他

手続方法の詳細及び参考通知等については厚生労働省のホームページを参照してください。また、そこから申請に必要な様式のダウンロードが可能です。

参照先は  厚生労働省トップページ > 行政分野ごとの情報（食品） > 事業者向け情報 > 対中国輸出水産食品
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/jigyousya/taichu/index.html>)

お問い合わせは... 健康福祉局健康安全部食品衛生課食品監視係
電話 045-671-2459